

2020年7月吉日

大阪府在住の方へ（4年生～5年生）

大阪暁光高等学校
事務長 吉崎 泰弘

大阪府 奨学のための給付金（専攻科）の申請について

大阪府在住の看護専攻科の生徒（4年5年）に奨学のための給付金の申請書類を配布します。対象となる方は以下の通りです。同封の「令和2年度私立高等学校等奨学のための給付金（専攻科）」をよく読み期限内に間に合うように申請してください。

○ 受給できる可能性がある人（※）

- ・ 2020/7/1 現在 生活保護世帯（給付金額 38,100円）
- ・ 2020年度（2019年度ではない）が非課税の世帯（給付金額 38,100円）

→ 7/17（金）までに本校事務室に提出

× 申請しても受給できない人（※）

- ・ 2020年度（2019年度ではない）課税額がある世帯（2019年の年収めやす250万円以上）

→ 提出の必要なし（封筒ごと破棄して下さい）

- ※ 受給には上記以外にも条件があります。詳しくは同封のプリント「要件」をご覧ください。
- ※ リーフレットに記載の要件以外に退学、転学処分、成績、出席率等も受給要件となっています。

申請には、住民税の課税額等を証明する書類もしくは2020年7月1日現在、生活保護（生活扶助）を受給していることがわかる証明書（コピー不可）が必要です。

また、リーフレットには記載がありませんが、奨学のための給付金に「オンライン学習の通信費」に対する補助として、追加給付（1人あたり年額10,000円）が行われることになりました。専攻科については、特別な事情がある方を除き、生活保護世帯を含めほぼすべての奨学のための給付金受給対象者がオンライン学習の通信費を追加給付対象となりますので同封の誓約書をご提出下さい。

- 2020年度の課税額の情報がないままお問い合わせいただいても助言等ができません。ご注意ください。
- 生活保護世帯の方は、課税額等を証明する書類として「生活保護受給者証」（2020年7月1日以降発行のもの）を提出することができます。
- 学校ホームページに詳細を掲載しています。右記のQRコードから直接アクセスできます。
- 大阪府では、新型コロナウイルスに関する対応として家計急変世帯への給付金が現在検討されています。実施することとなった場合はホームページ等でお知らせいたします。

